

田辺市交通遺児手当制度

交通事故により、かけがえのないお父さん、あるいはお母さんを亡くされた交通遺児（高校生まで）の方々に対して、手当を支給します。

田辺市交通遺児手当制度の概要

- **目 的** 交通遺児がくじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励むように手当を支給して、励ますことを目的としています。
- **対 象 者** 交通事故により親等の一方又は双方を失った 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある児童で、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市において記録されている乳児から高等学校に在学中の児童を対象とします。
【※交通事故とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両（自動車、原動機付自転車、軽車両（自転車含む）、トロリーバス）による人身事故で、日本国内で発生したものとします】
- **支 給 額** 交通遺児 1 人につき年額 3 0 , 0 0 0 円
- **申請方法** 保護者による申請手続きが必要です。
- **申請時期** 随時受付しています。
- **そ の 他** 所得制限があります。（保護者は児童扶養手当法第 10 条に規定する政令で定める額以上の所得を有した場合は、手当は支給できません）

◎申請手続きや制度内容については

田辺市東山一丁目 5 番 1 号

田辺市役所 保健福祉部 子育て推進課 こども家庭係

（TEL 0 7 3 9 - 2 6 - 4 9 2 7） までお問い合わせください。

開庁時間：8 時 30 分～17 時 15 分（※土曜・日曜・祝日・年末年始は閉庁となります）